

議案第 5 1 号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 2 9 号）の一部
を次のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

常盤小学校区放課後児童クラブ施設の定員を変更することに伴い、関係
条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																										
(名称，位置及び定員) 第 2 条 児童クラブ施設の名称，位置及び定員は，次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>定 員</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">常盤小学校区放課後児童クラブ施設</td><td>総社市駅南一丁目 13 番地 13</td><td rowspan="2"><u>210 人</u></td></tr><tr><td>総社市駅南一丁目 13 番地 18</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名 称	位 置	定 員	略			常盤小学校区放課後児童クラブ施設	総社市駅南一丁目 13 番地 13	<u>210 人</u>	総社市駅南一丁目 13 番地 18	略			(名称，位置及び定員) 第 2 条 児童クラブ施設の名称，位置及び定員は，次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>定 員</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">常盤小学校区放課後児童クラブ施設</td><td>総社市駅南一丁目 13 番地 13</td><td rowspan="2"><u>130 人</u></td></tr><tr><td>総社市駅南一丁目 13 番地 18</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名 称	位 置	定 員	略			常盤小学校区放課後児童クラブ施設	総社市駅南一丁目 13 番地 13	<u>130 人</u>	総社市駅南一丁目 13 番地 18	略		
名 称	位 置	定 員																									
略																											
常盤小学校区放課後児童クラブ施設	総社市駅南一丁目 13 番地 13	<u>210 人</u>																									
	総社市駅南一丁目 13 番地 18																										
略																											
名 称	位 置	定 員																									
略																											
常盤小学校区放課後児童クラブ施設	総社市駅南一丁目 13 番地 13	<u>130 人</u>																									
	総社市駅南一丁目 13 番地 18																										
略																											

附 則

この条例は，公布の日から施行する。